

青根村文書「土木二関スル書類」(大正四年〜九年)  
0000b1426 青根 88

大正五年四月一日「流木願」(株)大倉組青根伐木所

### 流木願

一 川流スベキ河川名及区域

神ノ川筋及道志川筋

神奈川県津久井郡青根村字長者舎広磧ヨリ全部

三ヶ木村字上河原二至ル

一出シ場及揚場

出場 神ノ川(通青根村字長者小屋小字)広磧附近

揚場 (道志川通)三ヶ木村字上河原

一 木材ノ種類及石数

縦(丸太)材ノ外拾壹種(長六尺以上全十五尺迄)末口經(五寸以上尺五寸迄)  
壹万三千本

此石数(此尺ノ) 壹万五千石(壹万二千五百本)

一 川流スベキ 年 月 日

自大正五年十月一日、至大正六年二月十五日

一 陸揚スベキ場所及年月日

自大正五年十二月二十日、至大正六年二月十五日

津久井郡三ヶ木村字上河原千九百六十五番イノ一、千九百七十三番イノ二、  
秣場合反別七反一畝七步ノ内二反七畝十三步ヲ使用、別紙契約書写ノ通り

一 川流ノ方法

神ノ川広磧ヨリ道志川落合迄、堰狩下ケ、落合ヨリ上河原

迄幹流為シ、上河原ニ於テ木材ヲ筏ニ組立テ、道志川

ヲ流下シ、平塚ニ至ル

上河原左岸ヨリ川上右岸へ斜ニ、三脚矢来ヲ作り置キ

其下ニ於テ筏ヲ組立ツル事、但シ、三角矢来別紙見取図ノ通り

一 極印及記号

極印 K 記号 ヲ・ク

右之通り流木致度候二付、御指定ノ予納金ヲ納付シ

【貼紙貼付位置】

(貼紙)

尚、横浜市水道取入口ニ於テ木材ノ流込サル様、相当ノ人ヲ

使役シ、防禦致度候得共、他ニ設備ヲ要スルモノニ候ハバ御

命令ノ通り防禦設備、(貼紙終了)

可仕候間、御許可相成度、此段御願候也

神奈川県津久井郡青根村長者小屋

大正五年四月一日 (株)大倉組青根伐木所

齊藤豊吉

神奈川県知事 有吉忠一 殿

備考 大正五年七月十二日訂正方願出

大正五年四月十日

青根村長經由

青根村長經由

【神奈川県指令書】

神奈川県指令内土第一三一五号

津久井郡青根村長者小屋

株式会社 大倉組青根伐木所

齊藤豊吉

大正五年四月一日付、願木材流下ノ件許可候条  
左記条項遵守スヘシ

大正五年八月十日

神奈川県知事 有吉忠一

記

一、木材流下区域八、神ノ川及道志川筋津久井郡

青根村字長者小屋地先ヨリ、全郡三ヶ木村字上河

原地先迄トス

二、流下着手及完了トモ第二区土木派出所及所轄警察

署二届出ツヘシ、但シ流下ノ方法八第二区土木派出所ノ指揮

監督ヲ受クヘシ

三、流下期間八、大正五年十一月一日ヨリ全六年二月十五日迄トス

四、流下期間中八、河川ニ施設セラレタル総テノ工作物ニ危害ヲ及

ホサザル様、相当予防ノ設備ヲ施シ看守人ヲ配置シテ、常

ニ警戒ヲ怠ルヘカラス、若シ降雨出水ノ場合八殊ニ注意ヲ加

ヘ流下シタル木材八速ニ取片付ヲ為シ、流水ニ支障ナカラシメ、且ツ

水防ニ従事スベシ

五、左ノ場合ニ於テ八、本許可ヲ取消シ、若八其ノ効力ヲ停止シ、又八

本指令ノ条項ヲ変更シ、若八私有物件ヲ除却セシメ其ノ

他必要ナル設備ヲ命スルコトアルヘシ

一、流下ノ方法不完全ニシテ公害アリト認ムルトキ

二、本指令又八本指令ニ基キテ発スル命令ニ違背シタルトキ

三、公益上其ノ他、許可後ノ事実ニ因リ必要ヲ生シタルトキ

四、第七項ノ保証金ヲ期日迄ニ差出サザルトキ

五、流下区域内八勿論区域外ニ脱流シタルトキト雖、流下ニ基因

シ、河川ニ施設セラレタル総テノ工作物其他ニ損害ヲ加ヘタル場

合八直ニ之ヲ復旧スヘシ

六、許可ヲ受ケタル者八、本指令又八本指令ニ基キテ発スル命

令ニ依リ履行スヘキ義務ノ保証トシテ、大正五年十月三十一日

迄ニ現金五百円ヲ郡長ニ差出スヘシ

七、許可ヲ受ケタル者ニ於テ本指令又八本指令ニ基キテ発スル命

- 令ニ依ル義務ヲ履行セサルトキハ、知事八代テ之ヲ執行シ  
又ハ第三者ヲシテ代テ之ヲ執行セシムルコトアルヘシ  
八、本指令又ハ本指令ニ基キテ発スル命令ニ依リ許可ヲ受ケタル  
者ノ履行スヘキ義務ノ為メニ生スル費用並前項ノ費用  
ハ総テ許可受ケタル者ノ負担トス  
九、本指令又ハ本指令ニ基キテ為シタル処分ニ依リ許可ヲ受ケタ  
ル者ニ於テ如何ナル損害ヲ蒙ルコトアルモ、其ノ賠償ヲ請  
求スルコトヲ得ス  
十、流下期間滿了シタルトキハ、直ニ私有物件ヲ除却、原  
形ニ復シ、第二区土木派出所ノ検査ヲ受クヘシ  
十一、第七項ノ保証金ハ流下期間滿了後、許可ヲ受ケタル  
者ノ履行スヘキ義務ヲ完了シタルモノト認ムルトキ、其ノ  
請求ニ依リ還付スルモノトス

【流木延期願】（大正六年一月三十日）

流木延期願

神奈川県津久井郡青根村字長者小屋  
株式会社 大倉組 青根伐木所  
齊藤豊吉

右者、大正五年八月十日付（神奈川県指令内土第  
一三二五号）ヲ以テ御許可相成候流木ノ件、近  
年稀ナル涸水ノ為メ、流下終了致難キニ付、大正  
六年四月拾五日迄、特別ノ御詮議ヲ以テ延期  
ノ御許可相成度、此段及御願候也

神奈川県津久井郡青根村字長者小屋  
株式会社 大倉組 青根伐木所  
大正六年三月三十日 齊藤豊吉  
神奈川県知事 有吉忠一 殿

大正六年二月二日 津久井郡青根村長 井上友太郎

【青根村上申書】（大正六年二月二日）

上申書

神奈川県津久井郡青根村字長者舎株式会社大倉組青根伐木所  
齊藤豊吉ヨリ別紙ノ通り、流木延期ノ願書提出有之候処、  
該流木ノ状況八目下本村字音久和下ヨリ、同村字平丸下ニ  
到ル一里餘ノ道志川流中ニ充満シ、大正五年四月一日同人ヨリ  
出願ノ流木願書二八、道志川筋八幹流トセルニモ不拘、堰狩  
ヲ為シ、堰ノ数八約五拾二及ベリ、如斯シテ流木期間四月十五日  
ニ及ブ時八筏ノ流下ニ困難ナルノミナラズ、鮎魚ノ遡上ヲ妨ゲラレ

沿岸村民ノ受クル損害ハ、実ニ甚大ニ候ヘバ、何卒、御調  
査ノ上、筏ノ流下、鮎ノ遡上ニ支障ナキ様、特ト御詮  
議相成度、此段及上申候也

大正六年式月二日

津久井郡青根村長 井上友太郎

神奈川県知事 有吉忠一 殿

【青野原村長申入書、大倉組木材流下延期ニ関スル件】（大正六年一月二日付）

発第四五号

大正六年一月二日

青根村長 井上友太郎 殿

青野原村長 井上大助

大倉組木材流下延期ニ関スル件

今回、大倉組青根伐木所木材道志川流下ノ期、二月十五日迄ノ許  
可ヲ四月十五日迄延期出願ノ件ハ、其延長期間、筏川下不相成候  
ノミナラズ、鮎ノ遡上ヲ絶無ナラシメ、本村トシテ黙過スル能ハズ、左記ニ  
因リ絶対不承認ニ付、可然御取斗相成度、得貴意度候也

左記

一 木材数万、道志川流下延期スルトキハ、筏川下ニ関シ、当業者ノ迷  
惑損失鮮少ナラザルコト

一 鮎八三・四月ノ頃、清流ニ遡ルモノナルニ、若、木材流下シテ、蜿蜒堰幾  
十ヲ連ネテ、其期ヲ防害スルトキハ、一ケ年間、全ク鮎ノ漁獲ヲ絶

無ニ至ラシメ、其損害甚大ニシテ、其収獲高一日優ニ数拾円ニ

達スルコト、数年ノ例ニテ、明ナレバ、本村ノミニテモ、既ニ数千円ニ至ル事  
実ナルコト

【期間延長県指令書】（3/31迄）

神奈川県指令内土第一三一五号

津久井郡青根村字長者舎

株式会社大倉組青根伐木所

齊藤豊吉

大正六年一月三十日附、願木材流下  
期間延長ノ件、本年三月三十一日迄許  
可ス

大正六年三月七日

神奈川県知事 有吉忠一